

熊本市公報

第 1 4 9 1 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

規 則

○熊本市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（第 1 号）	2368
○熊本市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第 2 号）	2371
○熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第 3 号）	2372
○熊本市区役所等の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則（第 4 号）	2375
○熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（第 5 号）	2376
○熊本市補助金等交付規則の一部を改正する規則（第 6 号）	2378
○熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部 を改正する規則（第 7 号）	2380
○熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 8 号）	2381

規 則

規 則 第 1 号

令和 7 年 1 月 1 6 日

熊本市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

熊本市建築基準法施行細則（昭和 4 6 年規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「（以下「確認等」という。）」を削り、「当該確認等」を「当該許可、認定、承認又は確認」に改め、「建築主事」の次に「若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加え、同条第 2 項中「又は法第 6 条の 2 第 1 項」を「、法第 6 条の 2 第 1 項、法第 1 8 条第 3 項又は法第 1 8 条第 4 項」に改め、「、法第 8 7 条の 4 並びに法第 8 8 条第 1 項及び第 2 項」を削り、「の確認」を「による確認済証の交付」に改め、「、建築設備又は工作物」及び「又は工事施工者」を削り、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 建築主等は、法第 6 条第 1 項、法第 6 条の 2 第 1 項、法第 1 8 条第 3 項又は法第 1 8 条第 4 項（法第 8 7 条第 1 項、法第 8 7 条の 4 並びに法第 8 8 条第 1 項及び第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）による確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物について、工事施工者を選定し、又は変更したときは、速やかに、工事監理者等選定（変更）届により建築主事等に、又は指定確認検査機関が指示する方法により指定確認検査機関に届け出なければならない。

第 8 条第 2 項中「前項に」を「同項に」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「申し出」を「申出」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「省令第 1 0 条の 4 第 1 項に規定する許可関係規定」を「法第

4 3 条第 2 項第 2 号」に改め、「、許可申請の理由を記載した図書」を削り、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 省令第 1 0 条の 4 第 1 項に規定する許可関係規定（法第 4 3 条第 2 項第 2 号を除く。）による許可を申請しようとする者は、前項に定めるもののほか、許可申請の理由を記載した図書を許可申請書に添付しなければならない。

第 1 7 条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第 2 1 条第 1 項中「所有者（所有者と管理者が異なる場合は、管理者）」を「所有者等」に、「の住所又は」を「若しくは管理者の住所若しくは」に改め、「同じ。）」の次に「又は建築物の名称」を加え、同条第 2 項中「の住所又は氏名」を「若しくは管理者の住所若しくは氏名又は建築物の名称」に、「所有者変更届」を「所有者等変更届」に改める。

第 3 4 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

法、政令又は条例の規定による許可、認定、承認（以下「許可等」という。）の申請をした者は、当該申請に係る許可等を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、確認等申請書取下届を市長に、又は指定確認検査機関が指示する方法により当該指定確認検査機関に提出しなければならない。

2 法第 6 条第 1 項、法第 6 条の 2 第 1 項、法第 1 8 条第 3 項又は法第 1 8 条第 4 項（法第 8 7 条第 1 項、法第 8 7 条の 4 並びに法第 8 8 条第 1 項及び第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の確認申請をした者は、当該申請に係る確認済証の交付を受ける前に当該申請を取り下げようとするときにあつては確認等申請書取下届を、当該申請に係る確認済証の交付を受けた後に当該確認に係る工事を取りやめようとするときにあつては工事取りやめ届を、建築主事等又は指定確認検査機関が指示する方法により当該指定確認検査機関に提出しなければならない。

第 3 4 条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改める。

第 3 4 条の 2 中「（法第 8 7 条、法第 8 7 条の 4 及び法第 8 8 条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を「、法第 6 条の 2 第 1 項、法第 1 8 条第 3 項又は法第 1 8 条第 4 項（法第 8 7 条第 1 項、法第 8 7 条の 4 並びに法第 8 8 条第 1 項及び第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」に改め、「法第 6 条第 1 項の」を削り、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 2 号

令和 7 年 1 月 1 6 日

熊本市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成 2 6 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 6 条第 1 項第 4 号」を「第 2 0 条第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 3 号

令和 7 年 1 月 1 6 日

熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成 2 9 年規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 を削り、第 2 条から第 4 条を次のように改める。

（性能確保計画に関する書類として計画書に添えるべき図書）

第 2 条 省令第 3 条第 1 項（省令第 9 条の規定により準用する場合を含む。）に規定する法第 1 1 条第 1 項の建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「性能確保計画」という。）に関する書類として計画書に添える市長が必要と認める図書は、法第 3 0 条第 1 項の規定による認定（法第 3 1 条第 1 項の規定による計画の変更の認定を含む。以下「計画認定」という。）を受けた法第 2 9 条第 3 項に規定する他の建築物について法第 1 1 条の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける場合にあっては、当該計画認定に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（省令別記様式第 2 8）の写し及び当該計画認定の申請に係る添付図書の写しとする。

（性能確保計画の軽微な変更の証明に関する書類）

第 3 条 省令第 1 3 条に規定する性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請（以下この条において「申請」という。）をする者は、性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書の正本及び副本を提出しなければならない。

2 前項の申請書の正本及び副本には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書を添付しなければならない。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更の場合 変更内容説明書 A
- (2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更の場合 変更内容説明書 B
- (3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合 省令第 4 条第 1 項に規定する添付図書

3 市長は、申請に係る変更が軽微な変更該当していると認めたときは、当該申請者に性能確保計画軽微変更該当証明書を交付するものとする。この場合において、当該証明書の交付は、第 1 項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

4 市長は、申請に係る変更が軽微な変更該当しないと認めたときは、軽微な変更該当しない旨の通知書に第 1 項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

5 市長は、申請に係る変更が軽微な変更該当するかどうか決定できないときは、その旨を書面により当該申請者に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請の取下げ)

第 4 条 建築主又は国等の機関の長は、前条第 1 項の申請を取り下げようとするときは、取下届を市長に提出しなければならない。

第 5 条から第 7 条を削る。

第 8 条中「及び第 6 条に規定する届出又は通知をする場合」を削り、同条を第 5 条とする。

第 9 条中「第 2 3 条第 1 項」を「第 2 0 条第 1 項」に改め、同条第 2 号中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 4 条第 1 項」に、「品確法」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号。以下「品確法」という。）」に、「第 3 5 条第 1 項各号」を「第 3 0 条第 1 項各号」に改め、同条を第 6 条とする。

第 1 0 条を削る。

第 1 1 条中「第 1 8 条第 4 項」を「第 1 8 条第 5 項」に、「第 1 8 条第 1 0 項」を「第 1 8 条第 1 1 項」に改め、同条を第 7 条とする。

第 1 2 条第 1 項中「及び法第 4 1 条第 1 項に規定する認定（以下「表示認定」という。）の申請」を削り、同条第 2 項中「及び表示認定」を削り、同条を第 8 条とする。

第13条第1項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第29条に規定する性能向上計画」を「第28条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「性能向上計画」という。）」に、「第23条第1項」を「第20条第1項」に、「第2条第2項第3号」を「第3条第2項第3号」に改め、同条を第9条とする。

第14条中第2項を削り、同条を第10条とする。

第15条中「又は表示認定」を削り、「第34条第1項、法第36条第1項若しくは省令第29条又は法第41条第1項」を「第29条第1項、法第31条第1項又は省令第28条」に改め、同条を第11条とする。

第16条中第2項を削り、同条を第12条とする。

第17条を第13条とする。

第18条第1項中「第37条」を「第32条」に改め、同条第2項を削り、同条を第14条とする。

第19条中「第38条」を「第33条」に改め、同条を第15条とする。

第20条中「第39条」を「第34条」に改め、「取消し又は法第42条の規定による表示認定の」を削り、同条を第16条とする。

第21条を第17条とし、第22条を第18条とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定（「第18条第4項」を「第18条第5項」に、「第18条第10項」を「第18条第11項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

規 則 第 4 号

令和 7 年 1 月 2 1 日

熊本市区役所等の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市区役所等の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

熊本市区役所等の職員の兼務に関する規則（平成 2 4 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市区役所等の職員等の兼務に関する規則

本則に次の 1 条を加える。

（文化市民局地域政策課職員の兼務）

第 3 条 文化市民局地域政策課において、個人番号カードの交付に係る総合的調整及び普及啓発に関する事務に従事する職員は、辞令を用いることなく、区役所等で第 1 条第 8 号及び第 1 0 号に規定する事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 5 号

令和 7 年 1 月 2 1 日

熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市都市公園条例施行規則（昭和 3 3 年規則第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中熊本城公園の項を次のように改める。

熊本城公園 （行幸坂以東の 区域）	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 ま で （ 1 2 月 2 9 日 を 除く。）	7 月 1 日 か ら 8 月 3 1 日まで	午前 9 時から 午後 7 時まで	入園にあつては午後 6 時以後、天守への 登閣にあつては午後 6 時 3 0 分以後にす ることができない。 ただし、市長が特に 必要と認めた場合 は、この限りでない。
-------------------------	---	-------------------------------	----------------------	---

		9月1日から翌年6月30日まで	午前9時から午後5時まで	入園にあつては午後4時以後、天守への登閣にあつては午後4時30分以後にすることができない。 ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
--	--	-----------------	--------------	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規 則 第 6 号

令和 7 年 1 月 23 日

熊本市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市補助金等交付規則の一部を改正する規則

熊本市補助金等交付規則(昭和 43 年規則第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(暴力団員等の排除)

第 5 条の 2 前条の規定にかかわらず、市長は、申請者が熊本市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 94 号)第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げるもの(第 12 条第 4 号において「暴力団員等」という。)に該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

第 12 条に次の 1 号を加える。

(4) 暴力団員等に該当することが判明したとき。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(財産の処分の制限)

第 16 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、当該財産を当該目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供する前に、当該補助事業者等が交付を受けた補助金等

の全部に相当する金額を市に納付した場合又は当該目的若しくは当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、同項の承認を要しない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 1 5 条の次に 1 条を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市補助金等交付規則第 1 6 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に補助金等の交付の申請が行われるものから適用する。

規 則 第 7 号

令和 7 年 1 月 2 7 日

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則（平成 2 9 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

熊本市有機フッ素化合物対策専門家会議	本市の地下水等から検出された有機フッ素化合物について、発生原因の調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。	令和 7 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 3 1 日まで
--------------------	---	------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 8 号

令和 7 年 2 月 1 0 日

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和 5 2 年規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「、条例第 6 条の印鑑登録原票」を削る。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 7 条第 1 号関係）

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則様式第 1 号の規定による印鑑登録証は、この規則による改正

後の熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則様式第 1 号の規定にかかわらず、なおこれを使用することができる。